

5 G サービス契約の一部改正

[改正]	[現行]
<p>(目次) 第1章～第2章 (略) 第3章 5G契約 第1節～第2節 (略) 第3節 定期契約 第18条 (略) 第19条 削除 第20条～第23条 (略) 第3章の2～第13章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 5G契約</p> <p> 第1節 (略)</p> <p> 第2節 一般契約</p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(一般契約申込の承諾) 第9条 当社は、一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。 2 (略) 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その一般契約の申込みを承諾しないことがあります。 (1) 一般契約の申込みをした者が5Gサービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第57条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第57条に規定するものをいいます。）へ譲渡する債権を含みます。以下第15条及び第68条において同じとします。）又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務（当該契約約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、当該契約約款の規定により当社が請求事業者へ譲渡する債権を含みます。以下第15条において同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (2)～(7) (略)</p> <p>第10条～第17条 (略)</p> <p> 第3節 定期契約</p> <p>第18条 (略)</p>	<p>(目次) 第1章～第2章 (略) 第3章 5G契約 第1節～第2節 (略) 第3節 定期契約 第18条 (略) 第19条 <u>定期契約申込の承諾</u> 第20条～第23条 (略) 第3章の2～第13章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 5G契約</p> <p> 第1節 (略)</p> <p> 第2節 一般契約</p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(一般契約申込の承諾) 第9条 当社は、一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。 2 (略) 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その一般契約の申込みを承諾しないことがあります。 (1) 一般契約の申込みをした者が5Gサービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第57条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第57条に規定するものをいいます。）へ譲渡する債権を含みます。以下第15条、第19条及び第68条において同じとします。）又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務（当該契約約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、当該契約約款の規定により当社が請求事業者へ譲渡する債権を含みます。以下第15条及び第19条において同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (2)～(7) (略)</p> <p>第10条～第17条 (略)</p> <p> 第3節 定期契約</p> <p>第18条 (略)</p>

第19条 削除

第20条 (略)

(定期契約の満了に伴う契約の更新等)

第21条 定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約を締結するときは、その定期契約を締結した日から定期契約の満了日を含む暦月の前々暦月の末日までの間において、当社に申し出ていただきます。

2 当社は、前項に規定する申出がなかったときは、その契約の満了日の翌日に定期契約を更新します。

3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その定期契約を更新しないことがあります。

- (1) 定期契約者が5 Gサービスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 第70条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (3) 定期契約者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがあるとき。
- (4) 定期契約者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第22条 (略)

(その他の提供条件)

第23条 契約者識別番号、請求による契約者識別番号の変更、利用の一時中断、定期契約者の氏名等の変更の届出、定期契約者が行う契約の解除及び当社が行う定期契約の解除の取扱いについては、一般契約（コースBに係るものを除きます。）の場合に準ずるものとします。

第3章の2～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表7 (略)

(定期契約申込の承諾)

第19条 当社は、定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱いに余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その定期契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるとき。
- (2) 定期契約の申込みをした者が5 Gサービスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第70条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (4) 定期契約の申込みをした者と当社との間で締結している5 Gサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
- (5) 第23条（その他の提供条件）の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、定期契約の申込みをした者の同意がないとき。
- (6) 定期契約の申込みをした者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがある場合又は第79条（契約者確認）に規定する当社が行う契約者確認の求めを受けたことがある場合であって、その定期契約の申込みをした者と当社との間で締結している5 Gサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
- (7) 定期契約の申込みをした者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたとき。
- (8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第20条 (略)

(定期契約の満了に伴う契約の更新等)

第21条 定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約を締結するときは、その定期契約を締結した日から定期契約の満了日を含む暦月の前々暦月の末日までの間において、当社に申し出ていただきます。

2 当社は、前項に規定する申出がなかったときは、その契約の満了日の翌日に定期契約を更新します。

3 当社は、前項の規定により、定期契約を更新するときは、第19条（定期契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第22条 (略)

(その他の提供条件)

第23条 契約申込の方法、契約者識別番号、請求による契約者識別番号の変更、利用の一時中断、定期契約者の氏名等の変更の届出、定期契約者が行う契約の解除及び当社が行う定期契約の解除の取扱いについては、一般契約（コースBに係るものを除きます。）の場合に準ずるものとします。

第3章の2～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表7 (略)

附 則（令和3年9月24日経企第1621号）
この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>(目次)</p> <p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 X i 契 約</p> <p> 第 1 節～第 2 節 (略)</p> <p> 第 3 節 定期契 約</p> <p> 第 17 条 (略)</p> <p> 第 18 条 削 除</p> <p> 第 19 条～第 21 条 (略)</p> <p>第 4 章 X i ヲビキタス契 約</p> <p> 第 1 節～第 2 節 (略)</p> <p> 第 3 節 X i ヲビキタス定期契 約</p> <p> 第 21 条の 7 の 2 (略)</p> <p> 第 21 条の 7 の 3 削 除</p> <p> 第 21 条の 7 の 4～第 21 条の 7 の 6 (略)</p> <p>第 4 章の 2～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附則</p> <p> 第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p> 第 3 章 X i 契 約</p> <p> 第 1 節 (略)</p> <p> 第 2 節 一般契 約</p> <p>第 7 条～第 8 条 (略)</p> <p>(一般契 約申 込の承 諾)</p> <p>第 9 条 当社は、一般契 約の申 込があつたときは、受け付けた順序に従つて承 諾します。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その一般契 約の申 込を承 諾しないことがあります。</p> <p>(1) 一般契 約の申 込をした者が X i の料金その他の債務 (この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第 58 条の 2 (債権の譲渡等) の規定により、当社が請求事業者 (第 58 条の 2 に規定するものをいいます。) へ譲渡する債権を含みます。以下第 14 条、第 21 条の 4 及び第 68 条において同じとします。) 又は当社と契 約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務 (当該契 約約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、当該契 約約款の規定により当社が請求事業者へ譲渡する債権を含みます。以下第 14 条及び第 21 条の 4 において同じとします。) の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p>(目次)</p> <p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 X i 契 約</p> <p> 第 1 節～第 2 節 (略)</p> <p> 第 3 節 定期契 約</p> <p> 第 17 条 (略)</p> <p> 第 18 条 定期契 約申 込の承 諾</p> <p> 第 19 条～第 21 条 (略)</p> <p>第 4 章 X i ヲビキタス契 約</p> <p> 第 1 節～第 2 節 (略)</p> <p> 第 3 節 X i ヲビキタス定期契 約</p> <p> 第 21 条の 7 の 2 (略)</p> <p> 第 21 条の 7 の 3 X i ヲビキタス定期契 約の申 込の承 諾</p> <p> 第 21 条の 7 の 4～第 21 条の 7 の 6 (略)</p> <p>第 4 章の 2～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附則</p> <p> 第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p> 第 3 章 X i 契 約</p> <p> 第 1 節 (略)</p> <p> 第 2 節 一般契 約</p> <p>第 7 条～第 8 条 (略)</p> <p>(一般契 約申 込の承 諾)</p> <p>第 9 条 当社は、一般契 約の申 込があつたときは、受け付けた順序に従つて承 諾します。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その一般契 約の申 込を承 諾しないことがあります。</p> <p>(1) 一般契 約の申 込をした者が X i の料金その他の債務 (この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第 58 条の 2 (債権の譲渡等) の規定により、当社が請求事業者 (第 58 条の 2 に規定するものをいいます。) へ譲渡する債権を含みます。以下第 14 条、第 18 条、第 21 条の 4、第 21 条の 7 の 3 及び第 68 条において同じとします。) 又は当社と契 約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務 (当該契 約約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、当該契 約約款の規定により当社が請求事業者へ譲渡する債権を含みます。以下第 14 条、第 18 条、第 21 条の 4 及び第 21 条の 7 の 3 において同じとします。) の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>

第10条～第16条（略）

第3節 定期契約

第17条（略）

第18条 削除

第19条

（定期契約の満了に伴う契約の更新等）

第20条 定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約を締結するときは、その定期契約を締結した日から定期契約の満了日を含む暦月の前々暦月の末日までの間において、当社に申し出ていただきます。

2（略）

3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その定期契約を更新しないことがあります。

- (1) 定期契約者がX i の料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 第70条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (3) 定期契約者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがあるとき。
- (4) 定期契約者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めるとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第20条の2（略）

（その他の提供条件）

第21条 契約者識別番号、請求による契約者識別番号の変更、利用の一時中断、契約者の氏名等の変更の届出、名義変更、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取扱いについては、一般契約の場合に準ずるものとします。

第10条～第16条（略）

第3節 定期契約

第17条（略）

（定期契約申込の承諾）

第18条 当社は、定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その定期契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 定期契約の申込みをした者がX i の料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 第70条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (3) 定期契約の申込みをした者と当社との間で締結しているX i サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
- (4) 第21条（その他の提供条件）の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、定期契約の申込みをした者の同意がないとき。
- (5) 一般契約の申込みをした者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがある場合又は第77条の3（契約者確認）に規定する当社が行う契約者確認の求めを受けたことがある場合であって、その定期契約の申込みをした者と当社との間で締結しているX i サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
- (6) 一般契約の申込みをした者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めるとき。
- (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第19条（略）

（定期契約の満了に伴う契約の更新等）

第20条 定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約を締結するときは、その定期契約を締結した日から定期契約の満了日を含む暦月の前々暦月の末日までの間において、当社に申し出ていただきます。

2（略）

3 当社は、前項の規定により、定期契約を更新するときは、第18条（定期契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第20条の2（略）

（その他の提供条件）

第21条 契約申込の方法、契約者識別番号、請求による契約者識別番号の変更、利用の一時中断、契約者の氏名等の変更の届出、名義変更、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取扱いについては、一般契約の場合に準ずるものとします。

第4章 X i コピキタス契約

第1節～第2節 (略)

第3節 X i コピキタス定期契約

第21条の7の2 (略)

第21条の7の3 削除

第21条の7の4 (略)

(X i コピキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等)

第21条の7の5 X i コピキタス定期契約者は、その契約の満了と同時に新たにX i コピキタス一般契約を締結するとき又は満了と同時に契約を解除するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。

2 (略)

3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのX i コピキタス定期契約を更新しないことがあります。

(1) X i コピキタス定期契約者がX i コピキタスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第70条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第21条の7の6 (略)

第4章の2～第14章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表7 (略)

附 則 (令和3年9月24日経企第1621号)
この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。

第4章 X i コピキタス契約

第1節～第2節 (略)

第3節 X i コピキタス定期契約

第21条の7の2 (略)

(X i コピキタス定期契約の申込の承諾)

第21条の7の3 当社は、X i コピキタス定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、そのX i コピキタス定期契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) X i コピキタス定期契約の申込みをした者がX i コピキタスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第70条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(3) X i コピキタス定期契約の申込みをした者と当社との間で締結しているX i サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

(4) 第21条の7の6(その他の提供条件)の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、X i コピキタス定期契約の申込みをした者の同意がないとき。

(5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第21条の7の4 (略)

(X i コピキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等)

第21条の7の5 X i コピキタス定期契約者は、その契約の満了と同時に新たにX i コピキタス一般契約を締結するとき又は満了と同時に契約を解除するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。

2 (略)

3 当社は、前項の規定により、X i コピキタス定期契約を更新するときは、第21条の7の3(X i コピキタス定期契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

第21条の7の6 (略)

第4章の2～第14章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表7 (略)